

返納事由の拡大（退職後の非違行為）について（討議用メモ）

- 在職中の非違行為のみならず、退職後の非違行為についても返納事由とすることの適否。
- その場合、どのような非違行為を返納事由とするか。（国家公務員法上の非違行為に限定することの是非。）

1 民間における退職後の義務

- (1) 守秘義務（不正の競争の目的で在職中に秘密の開示について請託を受けて、退職後に開示した場合には、10年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金又は併科）
- (2) 競業禁止義務

2 公務員であったことに伴って課される義務

- (1) 秘密を守る義務（1年以下の懲役又は50万円以下の罰金）
- (2) 私企業からの隔離（1年以下の懲役又は50万円以下の罰金）
- (3) ①再就職者による依頼等の規制（10万円以下の過料。不正な行為の依頼等の場合は1年以下の懲役又は50万円以下の罰金）
②管理職職員であった者の届出（10万円以下の過料）

3 考えられる論点

- ・ 民間では、退職後の行為であっても契約義務違反を理由に退職金の返納を求めることができる場合があるのだから、国においても、退職後の行為であっても義務違反を理由に退職手当の返納を求められる制度を設けることを検討すべきではないか。
- ・ 公務員としての身分を離れた者の義務については、非違行為に応じて個別に過料又は刑罰で義務履行を担保しており、重ねて退職手当の返納まで求めることは適当か。
- ・ 支給制限は期待権の侵害にすぎないのに対し、返納命令は具体的な財産権を侵害することを踏まえ、我が国の恩給制度や共済年金の職域部分、外国の退職給付制度では、退職後の義務違反については、既に支払った恩給や年金を取り返すということではなく、未来に向かって権利を奪うにとどめているのではないか。